

住居確保給付金申請に必要な書類及び添付資料

〈申請書類〉 ホームページからダウンロードできます。

□相談受付・申込票・・・申請者記入

□住居確保給付金申請書・・・申請者記入

□住居確保給付金申請時確認書・・・申請者記入

□入居住宅に関する状況通知書・・・大家、不動産管理会社など家賃の支払先に記入を依頼
※裏面に申請者記入の欄がありますので、記入漏れのないようにご注意ください。

□求職申込・雇用施策利用状況確認表・・・ハローワークに記入を依頼

※表面上部に申請者記入の欄がありますので、記入漏れの無いようにご注意ください。

〈添付資料〉

□本人確認書類（申請者のみ）・・・運転免許証、健康保険証、住民票、パスポートなどのコピー

□離職後2年以内であることが記載してある書類（申請者のみ）・・・離職票、源泉徴収票、雇用保険受給資格者証、健康保険資格喪失証明書などのコピー

※離職日が書いてあれば書式は問いません。

※離職された方のみ提出してください。

□収入が減少したことがわかる書類（申請者のみ）・・・雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書などのコピー

※休業、減収した方のみ提出してください。

□収入関係書類（世帯内で収入がある人全て）・・・給与明細（直近3か月分）、年金などを受けている人は年金手帳、児童手当、児童扶養手当などを受けている人は月額がわかるハガキなどのコピー

※なければ通帳の振込みページのコピー

□通帳・・・世帯全員分のコピー

使っているか否かに関係なく口座があるものは全て必要

※最新の記帳をしてからコピーしてください。

※通帳については取引きが記載されているページについては全てのページのコピーが必要です。

□賃貸借契約書の写し（全ページ）・・・重要事項説明書や契約更新のときのものは不可。

※賃貸借契約書の契約期間が切れている場合には契約更新の書類も必要になりますので提出してください。

□ハローワーク受付票・・・ハローワークで求職申込みを行うと、発行してもらえます。

住居確保給付金申請時の申請書記入の注意事項

申請書等提出書類の記入に際し、以下のことご注意ください。ご提出いただいた申請書等に以下のようなことが認められた場合には再度郵送でのやり取りが必要となり、住居確保給付金支給が遅くなります。ご承知置きください。

- 消えるボールペンは使用しないでください。
- 印鑑は、シャチハタを使用しないでください。
- 修正する場合は、二重線を引き、認印を押し、空いた箇所に正しい表記を記入してください。
- 修正テープ、修正液を使用しないでください。

- 投函する前に、もう一度押印漏れ、記入漏れ、添付書類の漏れ等がないか確認をお願いします。